

日付：平成28年8月23日

新旧対照表

○千代田区立九段中等教育学校学則

新（改正後）	旧（現 行）
千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日 教育委員会規則第20号 （懲戒） 第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。 2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。 （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 （3） 正当の理由がなく、出席が常でない者 （4） 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者 4 校長は、第2項の退学又は停学（通算して1か月を超えるものに限る。）を行おうとするときは、予め学校経営評議会（千代田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第28条第1項に基づき設置されるものをいう。）の意見を聞かなければならない。 5 校長は、別に教育委員会が定めるところに従い、問題行動があった場合の懲戒の基準及び手続きを定めるものとする。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	千代田区立九段中等教育学校学則 平成18年3月28日 教育委員会規則第20号 （懲戒） 第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。 2 懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他、後期課程においては退学、停学、訓告その他とする。 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。 （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 （2） 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 （3） 正当の理由がなく、出席が常でない者 （4） 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者